

学校法人愛知医科大学消防計画

目次

第1章 総則

第1節 目的（第1条—第3条）

第2節 防火・防災管理業務の一部委託（第4条—第6条）

第3節 防火・防災管理者等（第7条—第11条）

第4節 防災主幹の業務（第12条—第13条）

第2章 予防管理対策

第1節 予防管理組織（第14条—第17条）

第2節 火災予防措置（第18条—第23条）

第3節 放火防止対策（第24条）

第4節 消防用設備等の点検（第25条—第31条）

第3章 自衛消防活動

第1節 自衛消防組織（第32条—第33条）

第2節 自衛消防活動（第34条—第39条）

第3節 職員等の応急救出救護対策（第40条—第41条）

第4節 時間外における自衛消防活動（第42条）

第4章 地震防災対策

第1節 平時における対策（第43条—第46条）

第2節 地震発生時の対応（第47条—第57条）

第3節 救護（第58条—第64条）

第4節 災害復旧対策（第65条—第67条）

第5節 帰宅困難者対策（第68条）

第6節 その他の災害（第69条）

第5章 防火・防災教育及び訓練

第1節 防火・防災教育（第70条—第75条）

第2節 防火・防災訓練（第76条—第78条）

第3節 自衛消防隊の装備（第79条）

附則

第1章 総則

第1節 目的

（目的）

第1条 この消防計画は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第8条第1項及び第36条第1項並びに消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第4条の2の6の規定に基づき、学校法人愛知医科大学（以下「本学」という。）の災害時における、防火・防災管理業務及び自衛消防組織に関する必要な事項を定め、火災、

地震その他の災害を予防し、人命の安全並びに被害の軽減及び復旧を図ることを目的とする。

(消防計画の適用範囲)

第2条 この消防計画の適用範囲は、次のとおりとする。

一 本学の職員、学生及び入院患者並びに外来患者等本学に出入りするすべての者

二 防火・防災管理業務の一部を受託している者

2 放射線による障害の防止及び危険物一般取扱所の安全管理については、別に定める予防規程によるものとする。

(消防計画の見直し)

第3条 この消防計画は、定期的にその内容を検討し、その結果に応じた内容の変更又は次の場合には当該記載事項の変更を行う。

一 人事異動、組織変更、防火対象物の変更等、消防計画の記載事項に変更が生じたとき。

二 類似した防火対象物からの火災及び火災以外の災害事例が発生し、現状の消防計画では対処できないとき。

三 災害又は訓練等により、消防計画の変更が必要と認められる事例が判明したとき。

四 国又は自治体から災害対処体制等の変更が必要とされる重要情報が発表されたとき。

五 その他必要と認めるとき。

2 消防計画の見直しは、学校法人愛知医科大学防災管理規程（以下「防災管理規程」という。）第2条で定める防災管理委員会で審議する。

第2節 防火・防災管理業務の一部委託

(委託者からの指揮命令)

第4条 委託を受けて防火・防災管理業務に従事する者（以下「受託者」という。）は、この消防計画に定めるところにより、管理権原者、防火・防災管理者の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施しなければならない。

(委託者への報告等)

第5条 受託者は、受託した防火・防災管理業務について、定期的に防火・防災管理者に報告しなければならない。

2 受託者の行うべき防火・防災管理業務の範囲及び方法は、防火・防災管理業務の委託状況表（別表1）のとおりとする。

(災害想定)

第6条 防火・防災管理者は、地震発生（震度6強程度）時における災害想定（別表2）により被害を想定し、対応行動（予防的事項、応急対策的事項）を行うとともに、職員に防火・防災についての意識を高めるために教育・訓練を行うものとする。

第3節 防火・防災管理者等

(管理権原者)

第7条 管理権原者は、理事長とし、学内の防災管理業務について、全ての責任を持ち、防

災管理業務を総括するものとする。

- 2 管理権原者は、管理・監督的立場にあり、防火・防災管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を、防火・防災管理者として選任し、業務を行わせなければならない。
- 3 管理権原者は、防火・防災管理者が消防計画を作成し、又は変更する場合、必要な指示を与えなければならない。
- 4 管理権原者は、防災上建物構造の不備又は消防用設備等の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修するものとする。
- 5 管理権原者は、防災管理を防災センターを活用して行い、防災センターを中心とした自衛消防活動体制を確立し、維持しなければならない。

(防火・防災管理者)

第8条 本学に防火・防災管理者を置き、管財・契約室の室長又は課長をもって充てる。

- 2 防火・防災管理者は、消防計画を作成し、これに基づく業務を遂行しなければならない。
- 3 前項の消防計画は、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第3条第1項の規定に基づき、尾三消防本部消防長に届け出なければならない。
- 4 防火・防災管理者は、令第3条に定める資格を有する者でなければならない。

(防火・防災管理者の業務)

第9条 防火・防災管理者は、消防計画の作成及び実行について防火対象物実態把握表（別表3）により把握し、次の業務を行うものとする。

- 一 消防計画（震災対策を含む。）の作成及び被害想定の見直し、訓練による検証等を踏まえた変更
- 二 通報、避難、消火の訓練の計画及び実施
- 三 避難通路、避難口その他の避難施設の適正な維持管理
- 四 ホールでのイベント等、催物使用における収容人員の適正管理
- 五 建築物、火気使用施設、危険物施設等の点検の実施及び監督
- 六 消防用設備等の点検整備の実施及び監督
- 七 火気の使用又は取扱いに関する指導及び監督
- 八 貯蔵又は取り扱う危険物類の火災予防のための指導及び監督
- 九 患者、学生、職員等の避難対策の確立
- 十 放火火災防止対策の推進
- 十一 学生、職員等に消防計画の周知徹底等防災対策に関する教育
- 十二 その他防災管理上必要な助言及び指導、報告

(消防機関への報告等)

第10条 防火・防災管理者は、防災管理業務の適正を図るため常に尾三消防本部と連絡を密にし、次の業務を行うものとする。

- 一 消防計画の提出（改正（変更）の場合はその都度）
- 二 建築物及び諸設備の設置又は変更の事前連絡並びに法令に基づく諸手続

- 三 消防用設備等の点検結果の報告
- 四 消防用設備等の点検及び火災予防上必要な検査の指導要請
- 五 防災に関する教育訓練指導の要請
- 六 防火・防災管理業務の一部委託に関する事項の変更
- 七 その他法令に基づく報告及び防火・防災管理について必要な事項
(防災に関する簿冊)

第 11 条 防火・防災管理者は、消防機関へ報告又は届出した書類及び防火・防災業務に必要な書類等を防火・防災管理維持台帳に取りまとめ、整備・保管しておくものとする。

- 2 防火・防災管理維持台帳に編冊する書類等は、防火・防災管理維持台帳に編冊する書類等の一覧（別表 4）のとおりとする。

第 4 節 防災主幹の業務

(防災主幹)

第 12 条 本学に防災主幹を置き、防災を担当する者をもって充てる。

- 2 防災主幹は、防火・防災管理者の職務を補佐し、防火・防災管理者に事故あるときは、その業務を代行する。

(防災主幹の業務)

第 13 条 防災主幹は、本学の職員に対し防災教育を実施しなければならない。

第 2 章 予防管理対策

第 1 節 予防管理組織

(予防管理組織)

第 14 条 本学に、日常の火災及び地震時の出火の予防的活動に係る組織として、防火・防災管理者の下に、各棟又は一定区域ごとに防火・防災担当責任者を、各部屋又は一定場所ごとに火元責任者を定める。

(防火・防災担当責任者の業務)

第 15 条 防火・防災担当責任者は次の業務を行うものとする。

- 一 担当区域内の火元責任者に対する業務の指導及び監督
- 二 防火・防災管理者の補佐

(火元責任者の業務)

第 16 条 火元責任者は、次の業務を行うものとする。

- 一 担当区域内の火気管理
- 二 担当区域内の建築物、火気使用設備・器具、電気設備、危険物施設及び消防用設備等の日常の維持管理
- 三 地震時における火気使用設備・器具の安全確認
- 四 防火・防災担当責任者の補佐

(受託者の業務)

第 17 条 受託者は、学内を定時に巡回し、ガス器具等の火気使用状況及び非常口、避難通

路の障害物等の火災予防上の安全を確認するとともに、その結果を常駐警備業務日誌記録し、防火・防災管理者に報告するものとする。

第2節 火災予防措置

(火気等使用制限等)

第18条 防火・防災管理者は、次の事項について指定又は制限することができる。

- 一 火気使用設備・器具の使用禁止場所及び使用場所の指定
- 二 危険物類（実験・実習用薬品、医薬用・業務用危険物を含む。）の貯蔵及び取扱場所の指定
- 三 工事関係等の火気使用の禁止又は制限
- 四 火災警報発令時における火気使用禁止又は制限
- 五 その他火災予防上必要と認められる事項

(臨時火気の使用等)

第19条 本学の施設内又は施設の付近において次の事項を行う者は、あらかじめ防火・防災管理者の承認を得なければならない。

- 一 指定場所以外での臨時（一時的）火気の使用
- 二 火気使用設備・器具の設置又は変更
- 三 火気を使用する催物の開催
- 四 工事に伴う火気の使用
- 五 その他防火・防災管理者が必要と認める事項

(火気等使用時の遵守事項)

第20条 日常における火災の予防警戒のため、本学構内で火気等を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- 一 ガス、電気器具等の火気使用設備・器具は、指定された場所以外では使用しないこと。
- 二 火気使用設備・器具は、使用前後に必ず点検すること。
- 三 指定場所以外で臨時に火気の使用又は危険物類を使用する場合は、事前に防火・防災管理者の承認を得ること。
- 四 本学敷地内は、禁煙とする。

(避難施設・防火上の構造等の管理)

第21条 防火・防災管理者は、避難施設及び防火設備の機能を有効に保持するため、避難施設及び防火設備の役割を職員等に十分認識させるとともに、定期的に点検及び検査を実施し、施設・設備の機能の確保に努めるものとする。

2 職員等は、避難施設及び防火設備の機能を有効に保持するため、次の事項を遵守しなければならない。

- 一 避難口、廊下、階段、通路その他避難のために使用する施設には避難の妨げとなる設備を設けたり、物品を置かないこと。
- 二 床面は、避難に際し障害が発生しないように維持すること。

三 避難口等に設ける扉、シャッター等は、容易に解錠でき、かつ、開放した場合には廊下、階段等の幅員を有効に保持できること。

四 防火戸は、常時閉鎖できるよう機能を有効に保持するとともに、閉鎖の際に障害となる物品を置かないこと。

五 防火戸に近接して延焼の媒介となる物品を置かないこと。

(避難経路図の掲示)

第 22 条 防火・防災管理者は、学内の見やすい場所に、屋外に通じる避難経路図を掲示するとともに、職員等に周知徹底するものとする。

(工事関係者等の遵守事項)

第 23 条 本学構内で工事等を行う者は、事前に工事計画を防火・防災管理者に提出し、火災予防上必要な指導を受けるとともに、次の事項を遵守しなければならない。

一 溶接その他の火気を使用する工事を行う場合は、消火器を配置すること。

二 指定された場所以外では、焚き火等を行わないこと。

三 危険物類の持込み又は使用については、その都度防火・防災管理者の承認を得ること。

四 火気の管理は、作業所ごとに責任者を指名して行うこと。

五 その他火災予防上必要なこと。

第 3 節 放火防止対策

(放火防止対策)

第 24 条 防火・防災管理者は、次の事項に留意し、放火防止に努めるものとする。

一 指定された場所以外及び廊下、階段、E Vホール等に可燃物を置かないこと。

二 パート、アルバイト等の明確化及び不審者への呼びかけを徹底すること。

三 空室、倉庫等常時使用しない箇所は、施錠等容易に侵入できない措置を講じること。

四 休日、夜間及び就業時間後の敷地内及び建物内への侵入防止措置を講じること。

五 監視カメラの設置による死角の解消及び不定期巡回による監視等を行うこと。

六 火元責任者及び最後に退室する者が、火気及び施錠の確認を行うこと。

七 駐車場内の車両は、施錠を促すこと。

第 4 節 消防用設備等の点検

(消防用設備等の点検)

第 25 条 消防用設備等の点検検査基準及び点検者は、消防用設備等の点検検査基準及び点検者(別表5)のとおりとする。

2 前項の点検の結果は、点検者は防火・防災管理者に、防火・防災管理者は管理権原者にそれぞれ報告するとともに、防火・防災管理維持台帳等に記録しなければならない。

(点検結果の報告)

第 26 条 管理権原者は、消防用設備等の点検結果を1年に1回、尾三消防本部消防長に報告しなければならない。

(防火・防災管理維持台帳記録)

第 27 条 管理権原者又は防火・防災管理者は、消防機関への各種届出等について、消防機関への届出・連絡事項等の一覧（別表 6）のとおり行うものとする。

（自主点検の実施）

第 28 条 本学の消防用設備等及び特殊消防用設備については、法定点検の他に、自主点検（別表 7）を年 2 回行う。

（不備欠陥等の整備）

第 29 条 防火・防災管理者は、点検・検査結果に基づく不備欠陥事項について改修計画をたて、その促進を図るとともに、管理権原者に報告しなければならない。

（建物等の耐震診断等）

第 30 条 管理権原者は、建物・設備等の耐震診断を行い、建物等に付随する施設並びに各種設備の維持管理物（看板、窓枠外壁タイル等）の倒壊、落下及び移動の防止に努め、不備、不整合等がある場合は、改修を図るものとする。

2 防火・防災管理者は、搬送、歩行等避難の障害となる段差の解消に努めるものとする。

（地域防災計画等との調整）

第 31 条 防火・防災管理者は、消防に係る法令等及び市区町村が作成・公表する地域防災計画、震災の被害予測並びに防災マップ等を定期的に確認し、これらと消防計画との整合性を図るよう努めるものとする。

第 3 章 自衛消防活動

第 1 節 自衛消防組織

（自衛消防隊の組織）

第 32 条 防災管理規程第 5 条第 1 項に規定する自衛消防隊は、本学の職員をもって編成し、その組織及び任務は自衛消防隊の組織及び役割（別表 8）のとおりとする。

2 自衛消防隊災害対策本部（以下「本部」という。）に、本部長、副本部長、統括管理者を置き、本部隊及び地区隊を編成するものとする。

（本部長、副本部長、統括管理者及び各地区隊長の権限と任務）

第 33 条 本部長は、自衛消防隊が防災活動に従事する場合の一切の権限を有するとともに自衛消防隊の権限を有効に発揮できるよう指揮統率する。

2 副本部長は、本部長を補佐し本部長不在の場合はその任務を代行する。

3 統括管理者は、自衛消防隊の機能が有効に発揮できるよう隊を統括する。

4 地区隊長は、担当地区の初動措置の指揮統制を図るとともに、本部長への報告・連絡を密にする。

第 2 節 自衛消防活動

（本部の設置）

第 34 条 本部は、防災センターにその一部を置き、災害に関する一切の通報を受けて、尾三消防本部への通報及び各建物への非常放送を行うとともに、患者、学生、職員等の人安全のための避難誘導等を最重点とした態勢を確立する。

2 本部には、防災上必要とする関係資料を準備し、災害状況の把握並びに防災活動上の指揮命令及び連絡報告体制の確立を図るものとする。

(本部の任務)

第 35 条 本部の任務は、次のとおりとし、学内で災害が発生した場合は、本部長の指揮の下、本部員に対して初動対応の指揮及び全体の統制を図る。

- 一 自衛消防活動の指揮統制、状況の把握
- 二 消防署への情報や資料の提供、消防署指揮本部との連絡
- 三 学内・院内への案内、連絡
- 四 関係機関や関係者への連絡(大規模災害対応マニュアルによる)
- 五 消防用設備等の操作運用
- 六 避難状況の把握
- 七 各部署責任者への指揮、指導
- 八 その他必要事項

2 本部は、活動している部署がある場合、当該部署に対し、協力するとともに、指揮、統制を行い、他の部署に支援を要請し活動させることができる。

(通報連絡)

第 36 条 火災、地震その他の災害を発見した者は、初期消火等の措置を行うとともに緊急電話(内線 55555 番)又は非常電話により防災センターへ災害の発生を通報する。

2 前項により連絡を受けた防災センター員は、時間内の緊急連絡系統(別表 9)及び時間外の緊急連絡系統(別表 9 の 2)により尾三消防本部(電話「119」)へ通報するとともに、関係者に速やかに連絡しなければならない。

(消火活動)

第 37 条 本部隊の消火班は、地区隊と協力し、消火器又は屋内消火栓を活用して適切な初期消火を行うとともに、防火戸、防火シャッター等を閉鎖し、火災の拡大防止にあたるものとする。

2 地区隊の消火班は、初期消火に主眼を置いた活動をするものとする。

3 出火区域以外の地区隊は、それぞれの班に応じて応援活動にあたる。

(避難誘導)

第 38 条 本部隊の避難誘導班は、地区隊と協力し、出火階及び上階の者を優先して避難誘導にあたるものとする。

2 避難は、非常口を使用するものとし、エレベーターによる避難は行わない。

3 各地区隊長は、担当階の避難が終了した時点で逃げ遅れ者の確認を行い、本部へ報告する。

(救出救護)

第 39 条 本部隊の救出救護班は、救護所を消防隊の活動に支障のない安全な場所に設置するものとする。

2 逃げ遅れ者の情報を得た場合、救出救護班は現場へ急行し、特別避難階段、屋外避難階段等の安全な場所へ搬出するものとする。

第3節 職員等の応急救出救護対策

(応急救護所の設置)

第40条 応急救護所は、状況に応じて本部長統括のもとに病院災害対策室長が設置する。

2 救急外来班員は、消防機関の救急隊と密接な連絡のもとに負傷者等の応急手当てを行う。

3 救急外来班員は、負傷者の住所、氏名、傷病程度等必要事項を記録する。

(救護人員の明確化)

第41条 各病棟の責任者(看護師長又は看護主任)は、火災、地震等の災害発生時における救護区分を明確にするため、毎日入院患者区分表を作成の上、看護部長及び時間外管理師長へ報告するとともに、各スタッフステーションで常備し、当直看護師に徹底しなければならない。

第4節 時間外における自衛消防活動

(時間外における活動体制)

第42条 時間外における自衛消防活動は、前3節によるほか、当直医師、看護師及び宿日直職員が協力し、初動体制の確立を図り、患者等の人命安全を最優先とした活動を行う。

2 本部は、総指揮者である本部長の判断により活動を開始する。

第4章 地震防災対策

第1節 平時における対策

(施設の安全対策)

第43条 建物・施設の点検は、地震時の災害予防のため、各施設、設備器具の点検の際には、次の措置を行う。

一 建築物に付随する看板・窓枠・外壁等の倒壊、転倒、落下等を防止すること。

二 火気を使用する機器類の上部及び周辺には転倒、落下の恐れのある物品、可燃性物品を置かないこと。

三 危険物の転倒、落下などによる発火防止及び設置状況の検査を行うこと。

(収容物の転倒・移動・落下防止)

第44条 防火・防災管理者は、各室内、倉庫、避難経路、出入り口の家具類などの移動・転倒及び落下防止措置を定め、防火・防災担当責任者等は、落下防止措置等が行われていることを確認し、行われていない場合は、その措置を行う。

(避難施設・建物損壊への対応)

第45条 防火・防災管理者は、避難施設等の点検時には、損壊に備え避難通路を確保するとともに、防火戸や防火シャッターの閉鎖状況、エレベーターの運転制御等の状況を確認する。特に、廊下や階段等の避難施設に面する防火戸等の状況及び避難口の解除方法を確認する。

(緊急物資の備蓄)

第 46 条 管理権原者は、地震その他の災害に備え、次の物品を確保し管理・記録する。

- 一 食料品 入院患者・職員及び学生用 3日分
- 二 医薬品 入院患者・外来患者 3日分
- 三 診療材料 入院患者・外来患者 3日分
- 四 日用品 必要最小限度のものとする。

第 2 節 地震発生時の対応

(地震発生時の初期対応)

第 47 条 地震時における初期対応については、人命安全を最優先とした次の事項について、活動を行うものとする。

- 一 地震発生時は、揺れのおさまるまで身体の安全を第一とし、自分自身の安全確保とともに周囲に身の安全確保を呼びかけること。
- 二 防火・防災担当責任者及び各火元責任者は、担当区域内の火気使用設備・器具の使用停止、確認を実施すること。
- 三 ボイラー等火気使用設備の担当者は、燃料の自動停止装置の作動確認及びバルブの閉鎖等を行うこと。
- 四 防火・防災管理者は、地震後の二次災害防止措置として建物、火気使用設備・器具等の点検を実施し、本部長に報告する。異常が認められた場合は応急措置を行うこと。

(緊急地震速報・地震情報等の受信時の対応)

第 48 条 防災センターは、ラジオ、テレビ等により緊急地震速報・地震情報等の情報収集を行い、パニックの発生を防止するため、館内一斉放送を行う。

(地震発生時の自衛消防隊活動の開始)

第 49 条 本部長は、大きな揺れがおさまった後、直ちに自衛消防活動を開始し、各班に対し、建物全体の被害状況についての報告を求め、及び各班の活動状況を伝達し、防災活動の円滑化を図る。

- 2 情報連絡班長は、緊急地震速報等の内容を記録し、本部長に報告し、速やかに患者、学生、職員等に非常放送を通じて伝達する。ただし、災害により不通の場合は、携帯用拡声器で伝達する。
- 3 地震時の情報伝達は、学内の災害状況を伝えるとともに、周辺地域の災害状況についても伝達するものとする。
- 4 火災発生時の活動は、第 37 条の規定により行う。

(避難場所等への避難)

第 50 条 地震時における職員、学生及び患者等の避難誘導方法の設定については、本部長が指示する。

- 2 避難誘導班は、職員、学生及び患者等の避難誘導にあたっては、携帯拡声器等を活用し、避難の際には先頭と最後尾に誘導員を配置する。

3 避難に当たっては、全員隊列を組み、避難誘導班員が誘導し、その避難誘導員は避難場所に到着後避難者の人員を確認して避難誘導班長に報告し、避難誘導班長は本部長に報告する。

4 避難場所は、屋外避難場所(別図)とする。

(停電時の対応)

第 51 条 地震による停電発生を想定し、施設班を中心に次のとおり対応する。

- 一 停電に備え、自家発電設備、可搬式発電機、バッテリー等の非常電源を確保すること。
- 二 夜間の停電に備え、懐中電灯等の携帯用非常照明器具を確保・配備すること。
- 三 二次災害防止のため、不要電路の遮断等、電気配線等の破損等の火災につながる要因を排除するように努めること。

(ガス停止時の対応)

第 52 条 地震によるガス停止を想定し、施設班を中心に、ガス緊急遮断装置の作動確認及び地震動によるガス管等からの漏洩点検を行う。

2 ガスの漏洩を発見した場合は、直近の遮断弁を閉鎖し、周囲の人を退避させ、火源(電灯、スイッチを含む。)に注意して、拡散させる。

(断水時の対応)

第 53 条 地震による断水に備え、施設班を中心に、消防用水の容量を確保する。

- 2 漏水時は速やかに閉止し、被害防止対策をとる。
- 3 自衛消防活動の長期化に備え、生活用水(トイレ用も含む。)を確保する。

(通信障害への対応)

第 54 条 地震による通信障害に備え、消防機関等への通報手段は、通信回線や無線等の確保を行うなど複線化する。

(交通障害への対応)

第 55 条 交通障害等が長期化するおそれが生じた場合は、必要物資等の応援要請を行う。

(診療継続の可否)

第 56 条 地震等が発生した場合、病院災害対策室長は本学及び周辺地域の災害情報を収集して診療継続の可否を決定し、本部長に報告する。

(地域災害医療の支援)

第 57 条 被災地域等の救急患者の受入れ及び院外救護班(医療救護チーム)の派遣については、愛知県、愛知県医師会及び地域市町村の災害対策本部等の要請により病院災害対策室長が決定する。

2 病院災害対策室長は、前項の決定を行った場合は、速やかに本部長に報告しなければならない。

第 3 節 救護

(救護活動)

第 58 条 患者の救護の全般の指揮は、本部長統括のもとに病院災害対策室長が行うものと

する。

- 2 職員は、地震による災害があったときは、一致して救護活動を行わなければならない。
(病棟医長の責務)

第 59 条 病棟医長は、病棟内の入院患者の状況に基づき、入院中の患者の医療救護対策を立て、かつ、病院災害対策室長と密な連絡情報に基づき発災後の災害医療に備えなければならない。

(病棟師長の責務)

第 60 条 病棟師長は、看護師等病棟職員をもって救護班を編成し、常に災害の予防について留意するとともに、災害発生に際しては、患者の救護に不備がないように救護体制を整えておかなければならない。

(病棟師長等の緊急措置)

第 61 条 病棟師長は、災害の発生に際し患者に直接危険がないと判断される場合には、避難準備を行い、患者に対して指示を待つよう指導しなければならない。

- 2 病棟師長は、患者に危険が及ぶおそれがあると判断した場合には、自らの判断により速やかに患者を避難誘導しなければならない。
- 3 時間外における患者の緊急避難及び誘導については、当直医師及び時間外管理師長が行う。

(救護の報告)

第 62 条 病棟医療班長及び病棟師長は、避難救護を行った場合は、その状況と人員を速やかに病院災害対策室長に報告しなければならない。

(救護の協力)

第 63 条 職員等は、患者の避難、救護の必要があることを知った場合は、本部長（防災センター）に連絡するとともに、病棟師長（時間外にあっては当番医及び時間外管理師長）の指示に従い、救護活動に協力しなければならない。

(救護資材・設備)

第 64 条 病院災害対策室長は、患者の避難、誘導に必要な資材設備を適正な箇所に設置し、又は常備し、常に適切な管理を行い、非常の場合に備えなければならない。

- 2 病棟師長は、前項の資材について随時点検を行い、救護器材の状況を把握するとともに関係職員に周知し、非常の際使用できるように努めなければならない。

第 4 節 災害復旧対策

(災害復旧等の活動)

第 65 条 災害復旧作業に伴う二次災害防止のため、次の事項を実施する。

- 一 施設班長は、施設の点検を行い、亀裂や崩壊を発見した場合は、速やかに法人本部災害対策室長に報告し、応急処置を行うこと。
- 二 火気使用設備・器具は、安全を確認した後、使用を再開すること。
- 三 防火・防災管理者、防火・防災担当責任者及び火元責任者等は、地震後速やかに消防

用設備等の点検を実施し、異常の有無を本部長に報告すること。

四 防火・防災管理者は、点検の結果、使用不能な消防用設備等があった場合は、必要により代替え、補強を図ること。

五 施設班長は、点検の結果、応急措置の内容及び使用制限の内容について法人本部災害対策室長に報告すること。

2 震災後の二次災害発生を防止するため、防火・防災担当責任者は次の措置を行うこと。

一 火気を使用する設備器具、電気器具等からの火災発生要因の排除又は使用禁止措置を行うこと。

二 危険物物品からの火災発生要因の排除、安全な場所への移管又は立入禁止措置を行うこと。

(入院患者等へのサービスの提供)

第 66 条 給食班は、地震後の入院患者等へのサービス提供のため、食料等の在庫の確認を行うとともに、非常用メニューの作成及び非常用食料を提供する。

2 病棟医療班は、リネン類の在庫を確認するとともに、安全な場所に保管する。

(建物の使用開始の措置)

第 67 条 防火・防災管理者は、復旧又は建物の使用を再開しようとするときは、次の措置を講じる。

一 復旧作業に係る工事人に対する出火防止等の教育を徹底すること。

二 復旧作業に係る立入禁止区域を指定するとともに職員等に周知徹底すること。

三 復旧作業と事業活動が混雑する場合は、相互の連絡を徹底するとともに監視を強化すること。

四 復旧作業に伴い、通常と異なる利用形態となることから避難経路を明確にするとともに職員等に徹底させること。

第 5 節 帰宅困難者対策

(帰宅困難者対策)

第 68 条 帰宅困難者の発生に備え、次の措置を講ずる。

一 交通機関の運行状況の把握に努め、学内放送を活用して、学内者に適宜伝達すること。

二 交通機関が停止し、業務を停止する場合は、帰宅困難者を避難場所まで避難誘導すること。

三 時差退勤は、交通機関への殺到を防ぐため、運行状況を確認した後に実施すること。

第 6 節 その他の災害

(その他の災害)

第 69 条 大規模事故・テロ等による毒性物質の発散等があり、学内者等の迅速かつ円滑な緊急避難等が必要な場合は、火災・地震等の通報連絡及び避難誘導活動に準じて消防・警察等関係機関への通報連絡及び避難誘導を実施する。

2 前項の情報を覚知した者は、本部長に連絡するものとする。

第5章 防火・防災教育及び訓練

第1節 防火・防災教育

(管理権原者の取り組み)

第70条 管理権原者は、防災講演会、消防機関等が実施する防災関連行事に積極的に参加するものとする。

2 総合防災訓練を実施する場合は、原則として、管理権原者出席の上実施するものとする。
(防火・防災管理者等の教育)

第71条 防火・防災管理者等は、常に防災に関する教育及び自己啓発を心がける。

2 防火・防災管理者等は、防災に関する講習会等に定期的に参加するとともに、職員等に対する、防災講演等を随時開催する。

3 防火・防災管理者は、防火・防災管理再講習を期限内に受講するものとする。
(自衛消防組織の構成員の教育)

第72条 自衛消防業務に従事する者への教育は、防火・防災管理者が計画的に個人、集合、部分教育等を実施し記録しておくものとする。

2 自衛消防組織の構成員は、計画的に技術取得・維持のための訓練を実施する。

3 防火・防災管理者は、統括管理者及び本部隊の自衛消防業務に従事する者の受講状況を把握し、資格管理表(別表10)により計画的に受講させ、管理するものとする。
(職員等教育担当者への教育)

第73条 職員等教育担当者は、講習受講等を通じ、専門知識の習得に努める。
(職員等の教育)

第74条 職員等に対する防火・防災教育は、防火・防災管理者等が実施し、教育の内容は、次の項目について行う。

- 一 消防計画
- 二 職員等が守るべき事項
- 三 火災発生時の対応
- 四 地震及びその他の災害等の対応
- 五 その他火災予防上及び自衛消防上必要な事項
(ポスター、パンフレットの作成及び掲示)

第75条 防火・防災管理者は、パンフレットその他の資料を作成するとともに、消防機関から配布されるポスターを見やすい場所に掲示し、防災の普及に努める。

第2節 防火・防災訓練

(訓練の実施)

第76条 防火・防災管理者は、火災、地震その他の災害等が発生した場合、自衛消防隊が迅速かつ的確に所定の行動が行えるよう、次の自衛消防訓練を実施する。

- 一 総合訓練
地震・火災総合訓練(10月)

二 個別訓練

指揮，通報，消火，救出救護及び避難訓練(5月から10月)

三 その他の訓練

ア 建物平面図，配置図等を使用した図上訓練

イ 自衛消防活動に供する機器及び装備の取扱い訓練

2 前項の訓練の参加者は次のとおりとする。

一 自衛消防組織の要員

二 職員，パート，業務委託者，派遣職員等

(訓練実施結果の検討)

第77条 防火・防災管理者は，訓練終了後直ちに訓練結果について検討会を開催する。

2 防火・防災管理者は，訓練検討結果をもとに，防災管理委員会に報告するものとする。

なお，検討会には原則として訓練に参加した者が出席する。

(訓練計画の提出)

第78条 防火・防災管理者は，第76条の自衛消防訓練を実施するときは，あらかじめ尾三消防本部消防長に消防訓練等通報書兼指導依頼書を提出しなければならない。

第3節 自衛消防隊の装備

(自衛消防隊の装備)

第79条 自衛消防隊の装備として，防災用具一覧(別表11)に示す防災用具を防災センター及び防災倉庫に備え付けておくものとする。

2 前項の装備は，常に点検整備し，適正に管理しなければならない。

(別表1)～(別表11)

(別図)

附 則

この消防計画は，平成30年10月1日から施行する。